

# 農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations 2016.10.1 No.11



## トマトのハウス栽培

太田地域の西新興地区・高橋正憲さん(31歳)は、大仙市の東部新規就農者研修施設(太田地域)を修了した方です。今年度から新規就農者として経営を開始しました。

そのビニールハウスを覗かせてもらおうと、養液栽培により、トマト「りんか409」がたくさん実を結んでいました。

100坪・2棟のビニールハウスに実ったトマトは正に最盛期を迎えています。収穫は秋まで続きます。

# 農地パトロールを実施しました。

## 適切な農地の管理を心掛けましょう。

農業委員会では、耕作放棄地等の発生を防止するため、今年も旧市町村の地域毎に7～9月にかけて農地パトロール(利用状況調査)を実施しました。

調査は、各地域の農業委員に事務局・分室の職員が同行しパトロールの重点項目として、



- ① 遊休農地の実態把握
- ② 農地の違反転用の早期発見
- ③ 農地への不法投棄等の早期発見

に主眼を置いて実施しています。不適切な農地管理者には、是正指導等をおこなう場合があります。

遊休農地の発生は、農家の高齢化や後継者不足に主な原因があると考えられます。一旦、荒らした農地には、引き受け手がいなくなってしまうなどの問題があります。

また、農地を遊休農地化させた場合には、近隣の農地や環境に対し悪影響を与え、大変な迷惑となりますので、農家の皆さんには、農地を遊休農地化させないよう日頃から適切な管理をお願いします。

**【ご注意】** 農業者年金の経営移譲年金を受給している方や、農地にかかる贈与税等の納税猶予などの優遇措置を受けている方は、権利移動した対象農地を遊休農地化した場合には、年金の支給停止や、納税猶予の取消し等の不利益を受けることがありますので、特に注意してください。

労力不足で大切な農地を荒らしてしまう前に、秋田県農業公社の農地中間管理事業を活用しましょう。

お問い合わせ先は、▶秋田県農業公社(018-893-6223)、▶大仙市役所農業振興課(0187-63-1111代)または各地域支所の農林建設課、▶大仙市農業委員会事務局



大曲地域



協和地域

農地のことは、地域の農業委員にご相談ください

地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名
大曲	松本 久明	神岡	石山 礼蔵	中仙	伊藤 俊雄	南外	伊藤 又工門
大曲	渡邊 敏雄	神岡	渡部 忠行	中仙	佐藤 誠悦	仙北	小松 伸一
大曲	河越 昭夫	神岡	黒川 雄一	中仙	細谷 精悦	仙北	高橋 鶴松
大曲	石橋 まゆみ	神岡	齊藤 亘	協和	鈴木 正雄	仙北	小松 強
大曲	小松 憲司	西仙北	菅原 廣太郎	協和	加藤 孝悦	仙北	齋藤 久人
大曲	井上 時雄	西仙北	田口 繁	協和	加藤 末道	太田	高橋 剛
大曲	三浦 功	西仙北	佐々木 忠永	協和	茂木 靖雄	太田	長澤 信徳
大曲	小松 亥佐夫	中仙	田村 誠市	協和	加藤 久孝	太田	泉 芳博
大曲	佐藤 昇	中仙	岩田 長市	南外	佐藤 吉男	太田	小松 一男
大曲	伊藤 隆康	中仙	信田 浩則	南外	伊藤 正照		
大曲	高橋 勝範	中仙	鈴木 清敏	南外	今野 純子		
大曲	判田 勝補	中仙	高橋 章夫	南外	佐々木 茂治		

(H26.7.31～、敬称略・順不同)

# 管内農業者等のご紹介

## 中仙地域豊川大堰端地区

草薨宏明さん (27歳)



現在、祖父母、両親、私達夫婦、子ども2人の8人家族で農業を営んでいます。稲作面積は2.8haで畜産との複合経営を導入しています。

今までは、農閑期には他の仕事に就いていましたが、昨年より本格的に畜産に取り組んでいこうと思い、自宅脇の水田の農地転用を農業委員会に申請し、今年、牛舎と堆肥舎を新築しました。

今後、稲作プラス畜産の

複合経営を実施していきたいと頑張っているところです。

5年後には目標として親牛50頭ぐらいに増やし、肥育と繁殖

大仙市農業の戦略作物である大豆は、この夏の好天により良質の豆が豊作になりそうです。

写真はJ R 田沢湖線・鏝見内駅沿いの大豆団地です。

この地区では、鏝見内石持集落営農組合(代表 小松照彦さん)、館ノ内集落営農組合(代表 高橋辰美さん)、小鳥田集落営農組合(代表 岩田長市さん)、農事組合法人アグリサービス中仙(小松裕一代表理事)が、団地化により大規模な大豆栽培に取り組んでいます。

以前は排水状況が悪く、地下水位が高いため大豆栽培には適していなかったのですが、地区で圃場整備事業が実施され、暗渠排水により排水状況が改善されたから、大豆の団地化の条件が整いました。現在は、

を勉強したいと思っています。地域と連携して、ご協力をいただきながら頑張りたいと思っています。

集団転作の受け皿となって、地域の信頼を得ています。

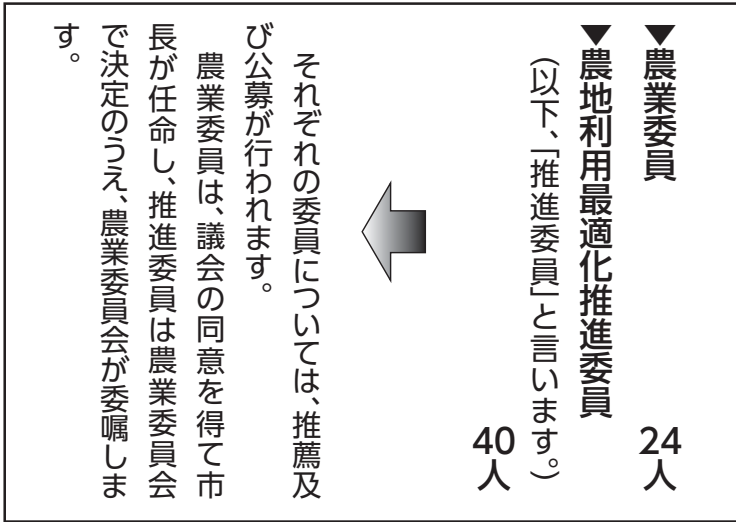
また、アグリサービス中仙では、秋田県農業公社の農地中間管理事業を活用し、中仙地域以外からの農地の利用集積にも積極的に取り組んでいます。

広報委員 鈴木清敏 (中仙地域)



# 農業委員会の新制度について

9月の市議会において定数条例が議決されました。



## 農業委員会の仕事

「農地等の利用の最適化を推進することが法により明確化」され、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進が求められました。

## 農業委員は

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関しその責務を適切に行うことができる者のうちから、農業者及び農業者が組織する団体からの推薦または自らの応募による農業委員候補者について、次の条件を考慮しながら、市議会の同意を得て市長が任命します。

- 1 農業委員の過半数は認定農業者であること。
- 2 農業に関し利害関係のない者を1名以上入れること。
- 3 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

## 推進委員は

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者の中から、推薦及び自らの応募により「地区の代表」として、農業委員と密接に連携し、担当地区において次のような活動を行います。

- 1 地区の農地所有者等への働きかけ
- 2 農地利用の集積・集約化の推進
- 3 耕作放棄地の発生防止と解消を推進
- 4 農地中間管理機構と密接に連携する

推進委員の地域ごとの定数の内訳は、地域の基準農地面積・基準農家数により、大曲地域10人、神岡地域3人、西仙北地域5人、中仙地域7人、協和地域4人、南外地域3人、仙北地域4人、太田地域4人となります。

新しい農業委員・推進委員の募集につきましては、平成29年3月頃に行う予定です。

# 違反転用は 絶対ダメ!!



**農地の転用**には、**農地法の許可**が必要です。

農地を農地以外の用途に転用する場合は、農地法の許可申請が必要です。農業者だけでなく、事業のため開発に携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、法令順守に努めましょう。

### 農地転用とは

農地を住宅や駐車場、資材置場、山林など農地以外の用途に転換することです。また、工事の仮設通路などとして一時的に利用する場合も転用になります。

### 農地転用許可制度の目的

国民に食料を安定供給する基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図りながら、農地転用を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導することを目的として、設けられています。

### 農地転用するには

農地を転用する場合は、原則として県知事(大仙市は権限委員)を受けていますので、2haまでは大仙市農業委員会(会長)の許可を受ける必要があります。

### 農地転用には罰則が

転用許可を受けずに農地転用を行った場合は、農地法に違反することになり、

- ・農地等の権利取得の効力が生じない。
  - ・原状回復その他の違反行為の是正措置を命じられる。
  - ・刑事罰(懲役または罰金)が適用される。
- などの不利益を受け、厳しく罰せられます。

### 事前着工もダメ!!

農地転用の許可申請書を提出しても、許可がおりる前に工事を始めることは違法です。



### まずはご相談を

転用する場所や事業内容によって、許可要件および申請書類が異なります。また自ら耕作する農地に2a未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなりますが(※)、まずは農業委員会事務局または各分室にご相談ください。



# 農業経営意向調査にご協力ください

大仙市農業委員会では、農地台帳の整備と管内農地の集積を促進するため、昨年度に未実施分の農地の確認と農業経営意向調査を実施いたします。

平成28年度は10a未満の農地を経営している大仙市内の農家と、市外在住の農地所有者、市内外の農地を経営している農地所有適格法人が対象となっております。

調査の中身は簡単なアンケート形式です。調査票を対象農家に11月頃に郵送いたします。調査票に農地の確認や今後の農業経営の意向についてご記入のうえ、同封の返信用封筒（切手不要）でお送りください。

- 一 ① 今後の農業経営について  
 専業、兼業、農業をやめたい等
- ② 今後の経営計画について  
 （特に農地所有適格法人

の場合）規模拡大したい、現状のまま、規模を縮小したい等

③ 規模拡大の意向について  
 借りる・買う・作業受託や面積拡大等

④ 農地を貸す相手方の希望について

農地隣接の農家・集落内の農家・隣接集落の農家・農地中間管理機構等

二 農業委員会の広報やホームページで公開してもよい貸付希望農地について

三 農地台帳の記載内容の訂正について

※ 本調査で回答いただいた内容は、農地台帳の整備及び農地集積についての資料以外には使用しません。



## 農業委員会へのお問い合わせは

事務局（神岡支所内）	0187-72-4611（直通）
大曲分室	0187-63-1111（代表）
西仙北分室	0187-75-2966（直通）
中仙分室	0187-56-2325（直通）
協和分室	018-892-3694（直通）
南外分室	0187-74-3001（直通）
仙北分室	0187-63-3003（代表）
太田分室	0187-88-1115（直通）

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可（農地法第3条）	毎月20日頃	総会終了後1週間以内
農地転用の許可（農地法第4・5条）		総会終了後1週間以内 もしくは翌月30日前後
農用地利用集積計画に関する申請		告示日（毎月10日以降） 後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後 1～2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

### 許可申請の締切日等



# 農地Q&A

契約期間の切れた賃借地は返還しなければならないか

**Q** 私は田七〇アールを賃借していますがが昨年の一〇月末日で賃貸借契約期間が切れたため、所有者から賃借地の返還を請求されています。所有者は「期間が満了すれば当然賃借人の耕作権はなくなる」といっています。

**A** 農地法は「耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大」という公共の目的のために、期間の定めのある賃貸借についてその期間が満了しても、当然には賃貸借が終了しないことになっております。

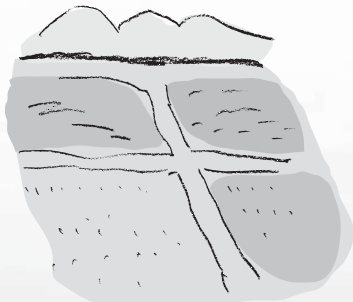
すなわち、期間の定めのある賃貸借については、その期間満了の一年前から六か月前まで（一時賃貸借契約の場合六か月前から一か月前まで）の間に、農地法第一八条の規定による知事の許可を受けて、更新をしない旨の通知を賃借人にしないときは、従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借したものとみなされます。ただし、賃貸借が市町村が行う農業経営基盤強

化促進法に基づく農用地利用集積計画によって設定された賃借権であれば、法定更新の適用がなく、契約期間が満了すると賃貸借は、終了します（農地法第一七条）。

賃貸借の解除、解約、更新拒絶等の許可申請があった場合知事は、  
 ①賃借人が宥恕すべき事由がないのに借賃を納めないなど信義違反行為のあった場合、②その賃借農地を農地以外のものにする事が社会的にみて必要であり、農地を潰すことがやむを得ないと認められる場合、③賃借人に自作する経営能力や施設があり、かつ、その取上げによる賃借人の生計への影響が賃借人の耕作者としての地位の安定を害しない程度のものである場合、④以上にあげたほか例えば賃借人が遠方の町に転住するなど争いの余地のない事情によって賃貸借関係を終了させることが至当であると判断される場合などの四つの場合のいずれかに該当すれば許可することができます（農地法第一八条第二項）。

ご質問の場合は、農用地利用集積計画によって設定されたものではないようであり、また、所有者が知事の許可を受けて適法に更新拒絶の通知をしてはいないようですから、賃貸借契約は更新したことになります。

知事の許可を受けずに賃貸農地を取り上げても無効で、違反した者は罰せられることになっていきますから、所有者の賃貸農地取上げが知事の許可を受けた適法なものかどうかを地元の農業委員会で確認するのがよいと思います（農地法第一八条第五項、第六四条）。



経営とくらしに役立つ  
 情報をお届けします！

農家のための情報誌

『全国農業新聞』

◆発行日 週一回（金曜日）  
 ◆発行元 全国農業会議所  
 ◆購読料 月700円  
 [送料・税込み]

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS  
**全国農業新聞**

- 購読料のお支払いは、JAの口座引落しが便利です。
- お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

共に力を合わせ、前へ進もう東北!

農業者年金相談コーナー

**Q** 私は、女性農業者ですが、農業の担い手には特別な支援がありますか？

**A** 国の政策年金である農業者年金制度には、農業の担い手の育成と支援のために、一定の要件を満たしている方に対して、月額最高1万円**の保険料の国庫補助**のしくみがあります。

補助額に見合う年金は特例付加年金として、将来農業の経営継承（農地等の権利移転・設定等）をおこなった後、原則65歳から受給できますが、経営継承する時期に年齢制限はなく、受給時期を繰り下げることができません。

また、**保険料の補助は要件を満たしていれば、一つの経営で何人でも受けられます。女性農業者も家族経営協定を締結して**

経営に参画し、下表の区分3の適用を受けて、多くの方が**保険料の補助の対象**となっています。（将来、区分3の方が経営継承する時は、家族経営協定の経営参画条項を変更し、農業経営から引退すれば良いことになっています。）

◆政策支援◆

農業の担い手への手厚い政策支援（保険料の国庫補助）の要件としては、国民年金第1号被保険者の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等（下表）

が必要です。

◆保険料の補助対象者と国庫補助額◆

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

- 政策支援を受けられる期間は**最長20年間**です。(35歳以上で加入した場合は最長10年間)
- 国庫補助を受けている間の**保険料は月額2万円**(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額となります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円から6万4千円の間で千円単位で選択し、変更も自由)となります。



編集後記

今年の夏は、30度超えの猛暑が続き、外で仕事していると背中が焼けるような暑さ。家の中に入って、扇風機とにらめっこ。

テレビを見ると、リオデジャネイロ五輪。日本選手の活躍に拍手。精神力・体力に感動。三度の食事、米・野菜を多く食べ、東京五輪でも、今年以上の成績をとってもらいたいと思います。

台風10号も東北直撃。おかげさまで、県南の方は被害が少なく、稲も平年作。

これからの災害がなければ、一安心というところでしょうか。

広報委員 今野 純子  
(南外地域)